

つくば市入札監視委員会
令和元年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	令和元年(2019年)8月2日(金) 14:00～	
	つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	<small>委員長</small> 村上 正子 (大学院教授) 植田 彰 (国立研究所職員) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 中山 正美 (税理士) 星野 豊 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	平成30年(2018年)10月1日 ～ 平成31年(2019年)3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:1件、指名競争:1件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	次回会議(令和2年1、2月予定)の審議事案抽出当番委員は、中山委員とする。	

【事案1】 30県単排整第3号北条新池整備工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成30年(2018年)12月20日
主管課	経済部 土地改良課
種別	土木一式工事
入札者数	14者 (参加申請:20者)
予定価格	73,780,000円(税抜き)
落札額	68,000,000円(税抜き)
落札率	92.17%

質問・意見

回答・説明

入札参加者のうち、半数以上が失格となっているがその理由は何か。

今回の、ランダム係数が1.0355と高い値だったことが影響したと考えられる。

再公告を行ったとのことだが、当初の入札が不調となった経緯は。

当初の入札は、9者の参加申請があったものの、8者が辞退し、応札者が1者であった。当該入札は低入札価格調査制度を適用した案件であり、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を行ったところ、提出された工事内訳書の単価見積りに不適正な部分を確認されたため不適となり入札不調という結果になった。

低入札価格調査で不適となった場合、その事業者は失格の扱いとなるのか。

失格ではなく無効の扱いとなる。

無効となった事業者は、次回の入札に参加できるのか。

無効の場合でも、次回の入札に参加可能である。

辞退とはどのような状態なのか。また、辞退の意思表示をしないと次回以降の入札において何か制限を受けるのか。

電子入札システム上で参加申請の登録を行い、質問等の期間を経て、入札価格を入力し、開札に至るが、入札参加申請の登録を行ったものの、様々な事情により応札を断念し辞退届が提出された場合等に辞退として記載している。また、入札辞退については認められた権利であるため、制限は一切かからない。辞退届が提出された場合の他に、少数ではあるが、入札書の不着についても入札辞退という扱いをしている。

<p>当初の入札においては低入札価格調査制度を適用しており、今回の入札においては最低制限価格を設けているとのことだが、同一案件に異なる制度を適用した経緯は。</p>	<p>平成30年10月に公告し、11月開札の案件から入札制度運用方針を変更しており、それまでは予定価格が5,000万円以上の場合は低入札価格調査制度を適用し、5,000万円未満の場合は最低制限価格を設けることとしていたが、変更後は予定価格が1億円以上の場合は低入札価格調査制度を適用し、1億円未満の場合は最低制限価格を設けることとした。 本案件はその切り替え時期にまたがったため、異なる制度が適用された。</p>
<p>当初の入札では地域要件を市内本店としており、今回の入札では県内営業所に拡大している。大幅に拡大した印象を受けるが、その理由は。</p>	<p>当初の入札において辞退者が多く応札者が1者であったため、競争性を保ち、円滑な完成を目指すために県内営業所まで拡大した。</p>
<p>今回の入札で辞退も含めて20者が参加申請をしているが、事業者の地域属性についての内訳は。また、落札者は市内本店事業者なのか。</p>	<p>市内本店事業者16者、県内事業者4者である。また、落札者は市内本店事業者である。</p>
<p>ランダム係数は1.0000から1.0400までの範囲であるとのことだが、0.0005刻みで設定されているのか。また、他の事案でも同じランダム係数となっていたが、同じような値になる可能性は高いのか。</p>	<p>そのとおりである。 また、ランダム係数は1件ごとに決めるのではなく、同一開札日の入札は全て同じランダム係数を用いている。</p>
<p>今回の案件は再公告であるが、予定価格は同じなのか。</p>	<p>最新の単価等に見直して再公告している。</p>
<p>予定価格が7,378万円に対し、一番高い入札価格が7,200万円であるため、予定価格が高い印象を受けるがどのように考えるか。</p>	<p>農林水産省発行の土地改良工事積算基準や茨城県発行の積算基準及び標準歩掛、茨城県の実施用単価を用いているため、予定価格は適正であると考えている。</p>
<p>工期延長の理由について、地元区会等との協議に時間を要したとあるが、発注した後に地元と話し合いをしているのか。</p>	<p>地元からの要望があり、細かい調整の必要があったため、想定したよりも時間がかかり、契約変更せざるを得なかった。</p>
<p>当初の入札は10月に行われたが、その入札で契約をしていたとしても、元から非常に厳しい工期だったのではないかと。もう少し余裕を見て工期を組み、発注の時期を早めることはできなかったのか。</p>	<p>県の補助金を活用した事業であるため、交付決定時期の関係で今回の入札日程にせざるを得なかった。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案2】 30-31つくば市産業振興センター改修工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成31年(2019年)1月30日
主管課	建設部 営繕課 (【現】建設部 公共施設整備課)
種別	建築一式工事
入札者数	4者 (参加申請:6者)
予定価格	117,600,000円(税抜き)
落札額	98,800,000円(税抜き)
落札率	84.01%

質問・意見

回答・説明

予定価格を超過した場合は無効や失格にはならないのか。

失格であるが表現としては予定価格超過と記載している。

落札者と一番高い入札価格を入れた事業者では2割近く金額に差があるが、これくらいの差はありえるのか。

予定価格は公共工事の積算基準に基づき県の単価等を用いて適正に設定している。入札参加者においては取引会社等から見積もりを徴収したりして価格を積算するものもあるため、そうした幅は生じると考える。

提出された書類で落札者がどのように経費を削減したかはわかるのか。

今回は入札価格が調査基準価格を下回っているため、低入札価格調査を行った。その際の聞き取りの中では自社努力によるものが一番大きく、また公共工事は3月が工期末となる場合が多いが、本工事は7月が工期末であるため、協力業者の人員確保等がしやすかったことも一因にあると話があった。

予定価格を設定する際の単価は事業者の方でもどういうものを参考にしているのかというは予測できるのか。

採用している単価は、県単価や物価積算資料等を用いて積算しているため、予測可能であると考えられる。

執行伺において、コスト削減対策で汎用品及び既製品を使用するとあるが、これはどういうことか。

汎用品や既製品であれば、製作品に比べ価格が抑えられるため、コスト削減対策として挙げている。

<p>入札参加資格の地域要件において、つくば市に本店を置き継続して2年以上経過していることとなっているが、事案によっては2年以上の要件がないものもある。この辺りについてはどのような決まりがあるのか。 また、なぜ2年としたのか。</p>	<p>2年以上という要件は平成30年10月に変更した入札制度運用方針において定めており、公告の時期によって違いが生じている。10月に公告し11月開札の案件からは市内本店及び準市内の地域要件に2年以上という要件を設けている。 また、2年とした理由についてだが、市内本店や準市内の地域要件は、地域に根差して地域経済に貢献している事業者という意味で地域要件を設定している。つくば市内での1年以上の営業実績等を確認するには、決算期が事業者によって異なることから最長で約2年を要するため、2年とした。</p>
<p>予定価格が事後公表となっているが、事前公表と事後公表の区分けはどのように定められているのか。 また、なぜ事後公表にするのか。</p>	<p>工事については、予定価格が税込み1億円以上の場合には事後公表、1億円未満であれば事前公表としている。 入札関係法令等において極力事後公表に努めるよう定められている。しかし、入札不調により工期や履行期間がずれ、市民サービス低下を招く恐れもあることから、これまでの実績を考慮し、1億円未満は事前公表としている。</p>
<p>入札参加資格設定伺の起案日から決裁日までの日にちがかなりあいていると感じるがどのような経緯があったのか。</p>	<p>入札参加資格設定伺は起案後に入札審査委員会を経て決裁に至るが、昨年度までは入札審査委員会が概ね月1回の開催であったため、本事案のように起案日から決裁日までの間が空いてしまうことがあった。今年度は入札審査委員会を年17回開催する予定であり、発注が多い時期には月に2回開催するなど事務処理の期間短縮を図っている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案3】 30市単特環第16号手代木地区舗装復旧工事

《 随意契約 》

見積期日	平成31年(2019年)1月10日
主管課	生活環境部 下水道整備課
種別	舗装
見積者数	7者
予定価格	6,110,000円(税抜き)
見積金額	4,700,000円(税抜き)
比率	76.92%

質問・意見

回答・説明

随意契約に至る前の入札において、1回目と2回目で入札価格がほとんど変わっていないがそれはなぜか。

入札では最低制限価格を設けているが、ランダム係数を導入して間もない時期であり、過去に不調による再度入札の経験もほとんど無いことから、決定された最低制限価格は変わらないという認識がなく、同じような金額で再度の応札をしてしまった事業者が多かったのではないかと推測される。

制度が変更となったことについて広報や説明会は開催したのか。

制度が変更となる時は概ね2か月前からホームページに案内を掲載し、また工事であれば関係産業団体の代表者に説明し周知をお願いするなどしている。

この同一開札日の入札は全体として失格が多かったのか。

ランダム係数が1.0355と高く、また導入して間もないこともあり、事業者も予想がつきにくい中で、低い金額で応札した事業者が多かったため、失格者も多かった。

最低制限価格を下回ったため、全員失格となり随意契約に移行しているのに、随意契約においては最低制限価格をかなり下回って一番安い金額を提示してきた事業者と契約している。随意契約においては、最低制限価格を下回ってもよいのか。

地方自治法施行令では競争入札において最低制限価格を設けることができるとされているため、市では随意契約において、最低制限価格を設けていない。

今回は、入札が1回目2回目共に不調になり、早急に対応が求められている事業であるという事情があったため、随意契約に移行したという理解でよいのか。

そのとおりである。
不調となった場合に、選択肢としては2つあり、再度公告するか、随意契約に移行するかである。どちらかといえば再度公告する場合の方が多い。

一般論として随意契約になった場合、見積価格は高くなるのか、低くなるのか。

随意契約の場合、参加者数が限られるため自社が落札できる可能性が高くなると考え、都合がつかないのであればその可能性にかけたいという事業者は、可能な範囲で低い価格で見積る場合がある。

<p>落札制限により無効という事業者がいるがこれはどういう意味か。</p>	<p>同一公告日に公告した建設工事の入札案件について落札候補者になれるのは開札順に2件までとなっている。当該事業者はすでに2件の落札候補者になっていたため、本案件は落札制限により無効となった。</p>
<p>全体的に入札価格が低いので、予定価格が適正だったのかという検証や見直しは行わないのか。</p>	<p>本事案のような舗装工事では、特別な見積もりを徴収することではなく、茨城県の歩掛りや労務単価等を採用しているため、予定価格の設定に問題はないと思う。</p>
<p>随意契約ではなく指名競争入札とした場合どれくらい期間の差が生じるのか。</p>	<p>起案してから契約締結まで、一般競争入札では約2か月、指名競争入札では1か月強、随意契約では2週間弱で行える。そのため、随意契約であれば一般競争入札と比べると4分の1以下、指名競争入札と比べると2分の1以下の期間で行えると思う。</p>
<p>随意契約で行った場合、市側は時間の節約になるが事業者側にメリットはあるのか。</p>	<p>契約方式による違いは特にないと考える。</p>
<p>随意契約の選定事業者について、入札の参加者から選出しているようだが、2回目で辞退した事業者を選定に入れなかった理由は。</p>	<p>辞退したということは、その時点で本工事を受注する意思がないと判断した。また、見積もりの事業者数として7者で十分であるため、選定に入れなかった。</p>
<p>辞退者を随意契約の選定事業者に含めないことについては、何か基準を設けているのか。</p>	<p>基準は設けていないが、辞退というのは契約をする意思がないという判断で行っている。そのため契約方式が変わったとしても辞退者に対して見積もりは徴収していない。</p>
<p>なぜ、ランダム係数を導入することになったのか。また、係数が4%幅となったのか。</p>	<p>平成29年9月議会でランダム係数の導入が決議されたため、導入を検討し、最低制限基本価格の上下0.5%ずつの1%幅で議会に説明したが、平成30年9月議会で基本価格より上に4%幅のランダム係数を導入するという決議がされたため、議会の決議を重く受け止め4%幅で導入した。</p>
<p>他の自治体でランダム係数を導入しているところはあるのか。その場合4%幅で行っているのか。</p>	<p>県内ではつくば市の他に12自治体がランダム係数を導入している。茨城県は上下0.5%ずつの1%幅であり、県と同じ係数を導入している自治体が約半数ある。その他に上下2%ずつの4%幅で行っている自治体もあり、自治体によって率が異なっている。</p>
<p>ここまで失格者が多く不調となる件数が増え、事務手続等の手間やコストが増え、また工事発注が遅れてしまうので誰も得をしていない印象がある。1年位で実績を見てあまりにも失格、不調が多ければ、幅を縮小する可能性もあるのか。</p>	<p>昨年11月の開札からランダム係数を導入しているため、1年間のデータを比較したうえでどの程度の値が良いのか等を検証し、必要に応じて改善していきたいと考えている。</p>
<p>ランダム係数の幅を縮小するなど、改善を行った場合、検証データ等の資料を含めて当委員会定例会議時に報告願いたい。</p>	<p>改善等を行った場合は、定例会議で報告します。</p>

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 30ノバホール・つくばカピオ定期点検業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成30年(2018年)10月18日
主管課	市民部 文化芸術課
種別	建築関係コンサルタント
入札者数	12者 (参加申請:12者)
予定価格	2,670,000円(税抜き)
落札額	2,550,000円(税抜き)
落札率	95.51%

質問・意見

回答・説明

直接人件費を算出する際に使用する難易度の値は1.0～2.0の範囲で適宜設定するとあるが、今回はどのくらいに設定したのか。また、その理由について伺いたい。

難易度は1.5とした。理由としては対象建物がホールであること、打診検査等がしやすいことから設定した。

積算基準は事業者も概ね把握しているのか。

基本的には県の歩掛りや単価を使用して設計しており、そうした単価等は公表されているため把握していると考えます。

入札において、ほとんど同じ価格の事業者が何者かあったのは、大体同じ単価等を用いて積算しているからとの理解でよろしいか。

そうである。

点検によって問題箇所が発見された場合、別途に入札によって発注するのか。

そうである。

定期点検は何年に1回行っているのか。また前回は今回とは異なる事業者が落札したのか。

3年に1回行っている。また、前回は別の事業者が落札した。

電子くじについて、どのような基準で決まるのか。

茨城県のいばらき電子入札共同利用のシステムを使って電子入札を行っている。このシステムは県を含む25の自治体を使用している。金額を入力する際にくじ番号として3桁の任意の数字を入力することになっている。開札を行い、最低価格が同額の応募者に対し、入札書の到着順に0から順に到着番号が割り当てられる。くじ対象の応募者が入力したくじ番号の和をくじ対象の応募者数で割り、余りの数と一致した到着番号の事業者が落札候補者となる。

<p>全員が同じ数字を入ると必ず余りが0になるため、一番最初に入れた方が必ず当選する仕組みになっているので、くじにならない部分がある気がする。絶対人為が及ばないようにくじのシステムに改良した方が良い気がする。</p>	<p>一般競争入札においては参加資格があれば参加可能なため、他の1者が別の数字で同じ価格で応札があると順番が変わってしまうので、可能性は極めて低いと考えられ、現時点で電子で行える中では最も公平な方法だと考えている。</p>
<p>理論的には可能性はあるため、せっきく電子入札を採用しており完璧なものが作れるはずなので、電子入札の精度が上がるので県やシステムの提供会社に意見として出した方が良いのでは。</p>	<p>年2回程度システムの連絡協議会があるので、入札監視委員会からこのような意見が出されたということ伝えたいと思う。</p>
<p>ランダム係数はどのように決定しているのか。</p>	<p>開札当日にくじを引く形式で決定している。流れとしては会場に来場されている方の中からランダム係数を引く方を募り、この時点で複数名いた場合は、予備抽選を行いランダム係数を引く方を決める。ランダム係数は1.0000から1.0400までの0.0005単位の81枚のカードになっており、そのカードの確認をしていただき、抽選箱に入れその中からカードを1枚引いてもらい、決定する。</p>
<p>ランダム係数のくじは電子では行わないのか。</p>	<p>ランダム係数の電子くじによる決定には賛否両論があり、自治体によっては独自にシステムを構築しそのシステムでランダム係数を決定しているところもあるが、係数を操作できるのではないかという疑念を抱かれる可能性もあるため、当市ではシンプルに来場者にくじを引いてもらう形式をとっている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案5】 30市単デジタルMCA防災行政無線2箇年増設調査設計業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成30年(2018年)12月20日(再度入札:平成30年(2018年)12月27日)
主管課	市長公室 危機管理課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	第1回開札 3者(参加申請:3者)、第2回開札 3者(参加申請:3者)
予定価格	4,490,000円(税抜き)
落札額	3,707,000円(税抜き)
落札率	82.56%

質問・意見

回答・説明

<p>執行伺のコスト縮減対策でスピーカーの種類、向き等を考慮し効率的な設計を図るといのは、13基でできるだけ幅広く届くようにということか、それとも届かない範囲があり追加することがないようにということか。</p>	<p>13基とは今回防災行政無線を設置する浸水想定区域や土砂災害エリアに対応する数であり、現在は単価は高いけども高性能なスピーカーがあり、結果的にはスピーカー自体の数を削減することができるため、そうしたことを重視しながら設計を行うということである。</p>
<p>入札参加資格を満たすと想定した事業者数が24者としているが、どのように調べたのか。</p>	<p>市の入札参加有資格者名簿に登載があり、建設コンサルタントの登録がある事業者の中で、防災行政無線の設計を行った実績がある事業者を検索した結果の数が24者である。</p>
<p>変更契約の理由において、地元住民との調整に時間を要したためとあるが、事前に調整をしてから発注するものではないのか。</p>	<p>現地で調査しながら設置場所を決めていく。できるだけ公共用地に設置したいが、電波の状態によっては私有地に設置したい場合もあり、同意が得られなければ再検討を行うが、今回はそうした箇所が多く履行期間をその都度延長した。</p>
<p>履行期間の延長をしているものの、契約金額の上乗せはないようだが、防災無線という特別なものであるため、金額は変わらないという認識なのか。</p>	<p>設計委託では打ち合わせ回数も定めているが、その回数で済むケースはほとんどなく、大体の設計業務においては何かしら障害が発生し変更するというのはよくあるので、事業者もその辺りは十分に理解している。また、事業者の方からも履行期間延長に対する増額の申し出というはなかった。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案6】 31-33つくば文化会館アルス施設清掃及び施設設備管理業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成31年(2019年)2月15日
主管課	教育局 中央図書館
種別	役務の提供
入札者数	8者(参加申請:9者)
予定価格	73,860,000円(税抜き)
落札額	71,500,000円(税抜き)
落札率	96.80%

質問・意見

回答・説明

清掃業務と施設設備管理業務では、要求される能力が全く異なるように思うが、下請けに出すことなく、どの業務も受託事業者が行うのか。

そのとおりである。

3年契約にする理由は。

業務の管理上、設備を適切に管理するために有資格者が常駐することとなっているが、技術員を確保する上で3年契約とした方が、依頼しやすいというのがある。
また、清掃業務においては単年よりも3年契約の方がコスト削減を図ることができると考えている。

予定価格が7,386万円に対し、多くの事業者が7,300万円前後で入札する中、7,150万円と突出して低く入札している事業者もいるが、同じ条件で積算する割には差が開いていると思うがその辺りはどのように考えるか。

自社努力された結果であると考えている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案7】 31-33一般廃棄物収集運搬業務委託(東-1地区)

《指名競争入札》電子入札

開札日	平成31年(2019年)2月6日
主管課	生活環境部 廃棄物対策課 (【現】生活環境部 環境衛生課)
種別	役務の提供
入札者数	6者 (指名業者:6者)
予定価格	152,730,000円(税抜き)
落札額	152,728,000円(税抜き)
落札率	100.00%

質問・意見

回答・説明

今回6者を指名しているが、市内でのごみ収集は主にこの6者に委託しているのか。

市全体としては、19者に委託している。

別の入札では、別の事業者が予定価格に近い金額で落札しているのか。

19地区全体で見ると、落札率は平均して99.79%である。

ほとんどが人件費と設備投資であり、単価がそれほど大きく変わるものではないため、どの事業者も価格はそれほど変わらないと思うが、対策のしようはないのか。

収集の経費としては人件費が一番かかる。あとは収集車両だが、収集にかかる燃料費、点検費、その他諸経費は市独自に設計している。また、環境省からの通知における最高裁判決の趣旨では、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる、とあるため業務の確実性を求めるためには、それなりの費用がかかることはやむを得ないと思っている。

市が合理的に割り振って随意契約するという方法も合理的と言えるということか。

県内44市町村を見ると、30以上の自治体は随意契約で行っており、指名競争入札で行っている自治体は10程度である。また、県外自治体の20万人都市を調べたところ随意契約を事業者ごとに取り交わすのではなく、組合に委託しているところが多くあった。今回はある程度の競争性を保ち指名競争入札を行い、こうした結果となったが、今後の方向性については、検討していきたい。

仮に随意契約となった場合、金額に大きな変更はあるのか。

設計金額に変更はない。ただ、仮に組合に委託することになれば諸経費が削減され少し金額は抑えられるとは思いますが、高くなることはない。ただし、人口と集積所が増加傾向にあり、また今年度4月からプラスチックの収集が始まったため、その影響が委託金額に反映されることで高くなることは考えられる。

<p>随意契約をするのであれば、組合と行うというのは既定路線なのか。一つの組合に全て委託するとすると、組合から先のところの業者間の公平、不公平というのが今度は市が関与できないところで発生してしまう恐れがあるので、そういう意味では公平性と透明性を保つために現在の形式も悪くないと思う。どの方法が一番市のコストとして少なくなるのかを考えていただきたい。</p>	<p>組合に委託しているというのは、他自治体の例として挙げたが、事業者ごとに随意契約することも考えられるので、どの方法が良いか検討する余地はあると思う。</p> <p>今回は3か年契約を結んでいるが、次回の契約については今回いただいた意見を参考にしながら検討していきたい。また、平成22年から指名競争入札を実施してきたので、それらも踏まえて検討していきたい。</p>
<p>つくば市の場合、地域によるごみの量の差は少なく大体均等になるため、一部の案件に殺到することなく競争入札が成り立っているという理解でよろしいか。</p>	<p>市内に収集する集積所が6,500か所程度あり、TX沿線地区を中心に年間200～300か所増加している。旧筑波地区や荃崎地区といった周辺部と中心部では異なり、また中心部においてもマンションや住宅の多さによって異なる。事業者は自分の実力にあった事業規模の地区を受託しているのだと思われる。</p>
<p>収集区域に近いところに本店や営業所のある事業者が担当する方が、収集範囲も走行距離も短くて済むため良いと思う。指名業者を見ると、事業所の所在地が遠い事業者も指名されているようだが、他に近場の事業者はいなかったのか。</p>	<p>つくば市入札参加者選定等取扱要綱において、今回の予定価格の規模では6者以上指名するよう定められている。本事案は桜地区の収集運搬だが、桜地区の事業者が4者しかいなかったため、事業規模を考慮し、他の地区から2者を指名した。</p>
<p>この事業規模が行えるのは今回指名された6者しかないということか。</p>	<p>この6者以外も当然いるが、違う地区で指名していたため、今回の地区では指名しなかった。</p>
<p>1つの事業者が地区を重複して委託を受けないようにしているのか。</p>	<p>収集運搬業務の確実な履行の確保が最重要であることから、1者1地区という制度を設けている。</p>
<p>安定的に業務を行ってもらうために、事前に事業者がどのような設備を持っているかを調査し、安定的に業務を行える事業者を事業規模に合わせて指名しているのか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>2つの地区を担うことのできる事業者はいるのか。</p>	<p>可能な事業者もいるとは思いますが、安定的に業務を行うには現在の1者1地区制が適していると考えている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	